

(修正前)	(修正後)
目次-IX-	
第57条 早まったリードやプレイ	
A. 次のトリックへの早まったリードや プレイ 88	A. 早まったプレイや次のトリックへの リード 88

目次-X-

第67条 過不足のあるトリック	100
A. 双方が次のトリックにプレイする前	100
B. 双方が次のトリックにプレイした後	100

p31

第16条 正当な情報と不当な情報

B. パートナーから得た余計な情報

1. コールやプレイを示唆する可能性のある、パートナーから得たの余計な情報は不当である。

p32

第16条 正当な情報と不当な情報

C. 取り消したコールやプレイから得た情報

規則に従い、コールやプレイが取り消されたとき：

1. 自分か対戦相手かに関係なく、取り消した行動から得られた情報はすべて非反則側にとって正当なものである。
 2. 反則側にとって、自分の取り消した行動および非反則側の取り消した行動から得た情報は不当なものである。反則側のプレイヤは論理的な代わりのコールまたはプレイがある場合、別の行動の代わりに不当な情報が明らかに示唆したコールまたはプレイを選んではならない。
 3. 本条C項2の違反により非反則側者に損害が生じた場合、ディレクターは調整スコア（第12条C項1参照）を与えるものとする。

(修正後)

A. 早まったプレイや次のトリックへの
リード 88

第67条 過不足のあるトリック 100

- A. 双方の側が次のトリックにプレイする前 … 100
B. 双方の側が次のトリックにプレイした後 … 100

1. コールやプレイを示唆する可能性のある、パートナーから得た余計な情報は不当である。

- 自分たちか対戦相手かに関係なく、取り消した行動から得られた情報はすべて非反則側にとって正当なものである。

2. 反則側にとって、自分たちの取り消した行動および非反則側の取り消した行動から得た情報は不当なものである。反則側のプレイヤは論理的な代わりのコールまたはプレイがある場合、別の行動の代わりに不当な情報が明らかに示唆したコールまたはプレイを選んではならない。
 3. 本条C項2の違反により非反則者側に損害が生じた場合、ディレクターは調整スコア（第12条C項1参照）を与えるものとする。

(修正前)

p65

第41条 プレイの開始

C. オープニングリードの表向け

説明期間【日本語版注：第22条B項1参照】の後、オープニングリードを表向きにしてプレイ期間が確定的に（【日本語版注】オークション期間に戻ることはない）

p69,70

第45条 プレイされたカード

C. プレイしたとみなされるカード

1. パートナーに表が見えるように持っていたディフェンダーのカードは現行のトリックにプレイしたとみなされる（そのディフェンダーが既に現行のトリックに対して合法的にカードをプレイしていた場合は第45条E項参照）。

p78

第50条 ペナルティカードの処置

D. メジャー・ペナルティカードの処置

1. (a) 本条B項に定める場合を除き、

(修正後)

説明期間【日本語版注：第17条D項】の後、オープニングリードを表向きにしてプレイ期間が確定的に（【日本語版注】オークション期間に戻ることはない）

1. パートナーに表が見えるように持っていたディフェンダーのカードは現行のトリックにプレイしたとみなされる（そのディフェンダーが既に現行のトリックに対して合法的にカードをプレイしていた場合は本条E項参照）。

p88

第57条 早まったリードやプレイ

A. 次のトリックへの早まったリードやプレイ

1. (a) 本条D項1(b)に定める場合を除き、

A. 早まったプレイや次のトリックへのリード

p91

第58条 同時に行われたリードまたはプレイ

B. 1人のプレイヤがハンドから同時に複数のカードを出した場合

4. 双方が次のトリックに対してプレイするまで2枚以上のカードをプレイしたこと気に気づかなかったときは、第67条を適用する。

4. 双方の側が次のトリックに対してプレイするまで2枚以上のカードをプレイしたこと気に気づかなかったときは、第67条を適用する。

第61条 スートにフォローしないこと －リボークに関する質問

A. リボークの定義

第44条で定められたとおりスートにフォローしないこと、または規則で要求されているか、カードやスートのリードやプレイができるのにないこと、または対戦相手が違反行為の調整で要求したカードやスートのリードやプレイができるのにしないことはリボークになる（要求に従うことができないときは第59条参照）。

第63条 リボークの成立

B. リボーク訂正の禁止

リボークが成立すると、訂正してはならない（ただし、12トリック目のリボークには第62条D項を適用し、双方による同一トリックでのリボークには第62条C項3を適用する）。この場合、リボークの起きたトリックはプレイされたとおりに成立する。

第67条 過不足のあるトリック

A. 双方が次のトリックにプレイする前

トリックにプレイしなかったり、2枚以上のカードをプレイしたときに、双方が次のトリックにプレイする前に違反行為が指摘された場合は、過不足を調整しなければならない。

B. 双方が次のトリックにプレイした後

双方が次のトリックにプレイした後、（プレイヤのハンドのカードが多過ぎたり、少な過ぎたりし、プレイしたカードの数がこれに一致して過不足があるという事実から）、トリックに過不足があることをディレクターが確認したときは、次の手順をとる：

第44条で定められたとおりスートにフォローしないこと、または規則で要求されているカードやスートのリードやプレイができるのにないこと、または対戦相手が違反行為の調整で要求したカードやスートのリードやプレイができるのにしないことはリボークになる（要求に従うことができないときは第59条参照）。

B. リボーク訂正の禁止

リボークが成立すると、訂正してはならない（ただし、12トリック目のリボークには第62条D項を適用し、**双方の側**による同一トリックでのリボークには第62条C項3を適用する）。この場合、リボークの起きたトリックはプレイされたとおりに成立する。

A. **双方の側**が次のトリックにプレイする前

トリックにプレイしなかったり、2枚以上のカードをプレイしたときに、**双方の側**が次のトリックにプレイする前に違反行為が指摘された場合は、過不足を調整しなければならない。

B. **双方の側**が次のトリックにプレイした後

双方の側が次のトリックにプレイした後、（プレイヤのハンドのカードが多過ぎたり、少な過ぎたりし、プレイしたカードの数がこれに一致して過不足があるという事実から）、トリックに過不足があることをディレクターが確認したときは、次の手順をとる：

(修正前)

p104

第68条 トリックの「取り」または「取られ」の宣言

D. プレイの中断

- 「取りの宣言」および「取られの宣言」の後、プレイは中断される。
1. 「取りの宣言」または「取られの宣言」が同意された場合には第69条を適用する。

p106

第70条 異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」

A. 一般的目的

異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」の裁定にあたり、ディレクターは可能な限り双方に公平にボードの結果を調整するが、「取りの宣言」に関して疑わしい点は宣言者に不利に解決するものとする。ディレクターは次の手順をとる。

p108

第71条 「取られの宣言」の取り消し

B. 残りのカードをどのような普通の^{*21} プレイをしても負けることがないトリックを対戦相手に譲った場合。

(修正後)

「取りの宣言」および「取られの宣言」の後、プレイは中断される。

1. 「取りの宣言」または「取られの宣言」が合意された場合には第69条を適用する。

異議が申し立てられた「取りの宣言」または「取られの宣言」の裁定にあたり、ディレクターは可能な限り双方の側に公平にボードの結果を調整するが、「取りの宣言」に関して疑わしい点は宣言者に不利に解決するものとする。ディレクターは次の手順をとる。

B. 残りのカードをどのような普通の^{*22} プレイをしても負けることがないトリックを対戦相手に譲った場合。

^{*22} 第70および71条の解釈で、「普通」とは当該プレイヤの技量としては不注意、または劣悪とされるようなプレイも含む。

※以下、脚注22番～27番は23番～28番に変更

p120

第77条 デュプリケートブリッジ得点表

4人のプレイヤ全員がパスした場合、(第22条参照) 両側のスコアは0点となる。

4人のプレイヤ全員がパスした場合、(第22条参照) 双方のスコアは0点となる。

p127

第82条 手順の間違いの調整

C. ディレクターの間違い

裁定を下した後、ディレクターがその裁定は間違っていたと判断し、さらにどのように調整してもボードを普通にスコアできない場合は、双方を非反則側とみなして調整スコアを与えるものとする。

裁定を下した後、ディレクターがその裁定は間違っていたと判断し、さらにどのように調整してもボードを普通にスコアできない場合は、双方の側を非反則側とみなして調整スコアを与えるものとする。